

佐賀県病院薬剤師会 各種申し合わせ

申し合わせ項目一覧

1. 佐賀県病院薬剤師会の名誉会員および記念品贈呈について
2. 佐賀県病院薬剤師会出張旅費支給について
3. 理事会、委員会等開催時の食事の支給について
4. 講師慰労目的の情報交換会、及び、理事会、各委員会、部会での情報交換会費用の支給について

1. 佐賀県病院薬剤師会の名誉会員および記念品贈呈について

第1条 佐賀県病院薬剤師会における名誉会員の推薦については、本申し合わせの定めるところにより行うことができる。

第2条 (名誉会員)

名誉会員の推薦基準は、次に示す佐賀県病院薬剤師会及び日本病院薬剤師会、佐賀県薬剤師会の役職を点数評価したものとする。

(役職名) (任期1年間当たり点数)

佐賀県病薬 会長	5点
同 副会長	4点
同 理事・監事	2点
同 委員会・部会委員長	2点
同 委員会・部会委員	1点
日病薬 代議員	2点
佐賀県薬 副会長	2点
同 担当理事	1点
同 代議員	1点

第3条 前条の評価において、30点以上の評価を得た者について名誉会員として理事会に推薦することができる。

第4条 名誉会員の推薦に当たっては、感謝状及び記念品の贈呈について併せて推薦するものとする。

第5条 (記念品贈呈)

理事会の構成員の退会に当たっては、記念品の贈呈について理事会に推薦することができる。

(雑則)

第6条 本申し合せは理事会の承認をもって定める。また、変更については承認日より実施する。

附 則 本申し合せは2003年6月4日から実施する。

1993年11月27日制定

1999年11月26日一部改定

2004年4月9日一部改定

2014年4月18日理事会にて一部改定

2015年7月15日 一部改定

2022年4月21日理事会にて一部改訂(申し合わせ項目一覧の追記を含めた記載整備)

2. 佐賀県病院薬剤師会出張旅費支給について

第1条 佐賀県病院薬剤師会(以下、佐賀県病薬)は、下記の場合に旅費を支給する。

2. 佐賀県病薬を代表して会議・研修会等に参加、もしくは会務により出張する場合。
3. 佐賀県病薬の役員、ならびに委員等が、理事会、もしくは学術研修、広報、病棟業務等の各種委員会に出席する場合。
4. その他、佐賀県病薬会長(以下、会長)が必要と認めた場合。

第2条 支給する旅費の内訳

旅費として、交通費、日当、宿泊費、旅行保険費を支給することができる。但し、交通費、宿泊費、旅行保険費については、領収書の提出を必要とする。

2. 主催者側から旅費の支給があった場合には、佐賀県病薬からは支給されない。
3. 宿泊費および日当は下記に基づいて算定する。

片道500kmを越える場合で、用務が午前中に始まる場合は前日を、また用務が午後を終了する場合は翌日を移動日として宿泊費、日当を支給する。

但し、上記以外の場合であっても会長が必要と認めた場合には支給する。

4. 出張中の事故に対して補償するために、旅行保険に加入することができる。

第3条 旅費の支給額の目安

1. 交通費について

1) 県内出張の場合は、下記を基準として勤務病院から用務地までの距離により支給する。

片道:20km未満 1000 円

20km以上 2000 円

2) 飛行機や鉄道利用の場合の支払の目安(領収書必要)

・航空機使用 … 往復航空運賃(佐賀・福岡空港～最寄空港)

(福岡空港を利用する場合には一律 3000 円を交通費として加算する。)

・鉄道使用 … 往復運賃、特急指定席料金

2. 日当は 1 日 3000 円とする。(WEB 開催含む)

3. 宿泊費(用務中に必要な最小宿泊日数分)は以下のとおりとするが、可能な限りビジネス
パックを利用する。

県外出張 … 1泊 12000円を上限とした実費

第4条 会議費, 参加費などは実費を支給する。

但し, 領収書を佐賀県病薬事務局に提出する。

第5条 出張の権限や旅費支給等の判断はその都度会長が行う。佐賀県病薬での出張が必
要となった場合には速やかに会長に申し出る。また、出張者は安価で効率良い出張を心
掛ける。

付則

1993 年 11 月 27 日制定

1999 年 11 月 26 日一部改定

2004 年 4 月 9 日一部改定

2015 年 7 月改訂

2022 年 4 月 21 日理事会にて一部改訂(宿泊手当、交通費の改訂、WEB 会議日当の追記)

3. 理事会、委員会等開催時の食事の支給について

理事会、委員会等時に、必要に応じ下記のとおり、飲食費を支出することができる。

1. 茶菓代を出すことができる。

2. 食事時間に開催する場合には、1000 円/人を限度として食事代を出すことができる。

2006 年 6 月 1 日制定

2007 年 2 月 17 日改訂

4. 講師慰労目的の情報交換会、及び、理事会、各委員会、部会での情報交換会費用の支
給について

佐賀県病院薬剤師会開催の外部講師を招いての講演会等において、会終了後の講師へのお礼の意味での情報交換会等開催の費用については、出席者(県病薬会員に限り)には、1人当たり上限 3.000 円及び講師の会費については全額、病薬で支給する。但し、講師を含め合計 5 名程度を目安とする。病薬事務局には全額の領収書と参加者名を提出する。

2016 年1月 7 日制定

2022 年 5 月 28 日記載整備